



Title	国訴と百姓一揆の研究
Author(s)	藪田, 貴
Citation	大阪大学, 1993, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38688
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 4 】			
氏 名	やぶ	た	貫
博士の専攻分野の名称	博 士	(文 学)	
学 位 記 番 号	第	1 0 8 5 4	号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 5 年 6 月 15 日		
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第2項該当		
学 位 論 文 名	国訴と百姓一揆の研究		
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 脇田 修 (副査) 教 授 芝原 拓自 助教授 平 雅行		

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本近世におこった国訴と百姓一揆と呼ばれる民衆運動について考察したものである。構成は、本論文の課題と方法について述べた序章、ついで前篇は国訴、後篇は百姓一揆について、各4章にわかつて分析をおこない、まとめとしての終章、さらに付論「地域史研究の立場」をおいていて、A5判、本文361ページの著書である。

まず序章では、戦後の民衆運動史研究をふりかえり、それが経済発展論に大きく規定され、国訴と百姓一揆の研究も、このような観点から評価されていたとして、本論文では、民衆運動自体の固有の分析をおこなうとする。そして本章では方法的な立場として、(1) 民衆運動における多数派の形成、(2) 運動のなかの委任関係とその内容、(3) 実力の展開、の3点を提示している。

さて前篇「国訴の研究」では、1950年代、津田秀夫によって明らかにされ命名された国訴と呼ばれる農民の大訴願運動を分析している。それは近世中後期、摂津・河内・和泉の数百から千カ村をこえる連合によって、木綿・菜種また肥料の流通を握っている大坂問屋の独占的体制打破を訴えたものであるが、その後はほとんど研究がなされなかつた。本論文は、80年代の新しい水準において、この国訴を改めて問題にしたものであった。

まず第一章では研究史を検討し、国訴に関する通念が幕末期に成立していること、国訴の形成には、大坂周辺における「支配国」というべき特有の広域支配の存在と、国内市場における大坂周辺農村の経済的状況が密接に関係していることを述べている。

第二章「国訴の構造」では、国訴の組織を検討しているが、国訴には領主支配ごとに村々が連合する「領主制原理」と称すべきものと、領主支配を越えて地域ごとに連合する「地域的原理」ともいすべき、2つの組織原理があり、まず後者には「郡中寄合」があり国訴の母体となっているが、国訴のなかでも重要な文政6年(1823)の1206カ村の木綿国訴では、幕府領で組合村体制という組織が成立して、これが中核となっていくことを明らかにしている。また運動の代表となったのは、1郡1人の惣代庄屋であり、彼らは郡ごとに選ばれたが、彼らと村々の庄屋たちとの間には「頼み証文」を交わし、「惣代制」といえる委任関係が成立していることを述べている。

第三章「国訴の負担と村」は、前章をうけて、国訴の組織・運動構造を、負担関係から考察している。すなわち

国訴の終結にあたっては、その経費の決算書類が作成されたが、それらを丹念に収集し分析したのである。そして国訴経費の主たる部分は、宿泊・交通などに要する惣代たちの活動費であったことを明らかにする。ついで費用の分担は、全体の組織からの割賦分と郡中での活動分とにわけられ、村々の協議で負担方式についての決めがおこなわれている。また内容には村単位の均等負担と村高による負担があり、負担の公平さを計っている。また全体として経費の節減を意図しているが、惣代制はそうした内容に合致していると述べる。国訴は、多数の村々を組織した運動であるが、そこで多数派を形成したことは運動に効果的であるとともに、また惣代制とあわせて、負担の軽減につながったのであった。

第四章「国訴と郡中議定」は、国訴の基盤となった村々の連合に、郡単位の「郡中議定」があったことを指摘する。それは地域的に隣接した村々が、共通の利害関係について、問題の発生に応じて協議し協定をおこなったものである。それは国訴のみではなく奉公人や日用の雇用、勧化などの廻在者、僕約の決めなど、村落生活の多岐にわたっていた。それらは農本主義的で排他的であり、階層性も強いものであるが、このような日常的な結びつきが、国訴の基盤になったことを指摘している。

後篇は「百姓一揆の研究」である。

第一章「得物・鳴物・打物」は、百姓一揆の記録を検討して、一揆に参加した民衆のもつ道具である得物は、おおむね農具からなっていること、それは領主側の武士が武装している武具に対するものとして、一揆が殺傷性を志向しないことの象徴となっていると位置づけている。また鳴物は一揆の合図のための必要性から使用され、打物はうちこわしに使う道具類であるが、ここではとくに得物の性格が百姓一揆の特質を示すものとしている。

第二章「百姓一揆と得物」では、この得物について、さらに深めており、近世では豊臣政権による刀狩令などで武装解除されたために、農具をもって一揆に参加したとする通説に対して、農村には鉄砲・脇差・槍などの武器は存在しているとする近年の研究成果をうけて、むしろ農具を主としたのは、百姓としての意識とそこに権力との依存関係が前提となっていることを指摘している。また得物としての農具は、村落間の争論の場において、まず成立し、それらが民事訴訟に収斂していくなかで、一揆にうけつがれていくと考えている。

第三章「百姓一揆の構造」では、一揆において、国訴と同じく惣代との委任関係が存在したことを明らかにする。ただその委任関係は村役人を起点とするのではなく、個々の百姓を起点としている点で根が深いこと、一揆には直接行動の側面があるだけに、委任関係は流動的であったことが論じられている。

第四章『竹槍薦旗』論は、明治の自由民権運動のなかで、百姓一揆がどのように捉えられているかを検討して、そのなかで「竹槍薦旗」が百姓一揆のイメージとして定着してきたことを明らかにする。実際に明治初期の地租改正反対などの新政反対一揆には竹槍が武器として現れたが、それを百姓一揆に結び付けて理解したものとする。しかし薦旗については、明治の一揆にもなく、民権家の想像の産物であるとしている。

終章は、前篇・後篇の分析をまとめて、近代化との関わりについて述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、まず近世中後期、大坂周辺においておこった農民の大訴願運動である国訴を分析をしている。国訴の研究は、1950年代に盛んにおこなわれたが、その後は研究が少なかった。本論文は、80年代に入って盛んになった民衆運動史の新しい潮流のなかで、改めて国訴をとりあげたものである。ここでは国訴の組織を改めて検討し、在郷商人指導説を批判して、庄屋代表の組織であることを改めて確認をした。またその組織には支配領域別の組織と郡・国の地域別組織があり、そのなかで前者では幕府領での組合村が成立し、また後者では郡中議定がなされ、群中惣代を選んでいることを明らかにした。このように国訴が庄屋代表の組織であることを確認したことや、とくに地域組織の存在を明らかにしたことは重要な成果である。

さらに村々の連合による惣代制とくに惣代庄屋の存在を確認し、そこでは惣代と村々の間で「頼み証文」を作成し、

委任していることを明らかにした。またその費用負担の分析などをおこなって、その組織の実態を検討したことは、注目すべき成果である。百姓一揆についても、国訴との相違を含めて、この委任関係の存在を明らかにしたが、これらは近代以前の社会における地域組織や代議制についての歴史を明らかにしたもので、学界でも高く評価されている。

このように本論文では、国訴そのものの組織について、すぐれた成果をあげているが、ただ1950年代の研究の中心となった村落内部の諸関係や、国訴の原因となった大坂問屋との関係、農民経営における商品経済の浸透などについては、ほとんど触れていないし、否定的に言及するにとどまっている。たしかにこれらの問題については、すでに言い尽くされた感があるが、しかし当時、庄屋不正の追求などによる村方騒動や、在郷商人ら新興層の台頭による村役人の交代が見られたから、それらの動向と国訴との関係を、新しい水準によって分析されていないのは、惜しまれる。

つぎに一揆論では、農民の携えた得物は、通常考えられているような竹槍ではなく農具類が主で、それは百姓としての意識につながっていることを指摘した。そしていわゆる竹槍蓆旗の一揆像は、明治期の産物であることを明らかにした。これらは従来の百姓一揆の通念に変更を迫る分析で、興味深い内容で、歴史学における新しい潮流を代表する成果と評価されている。ただ、論者も認めているように竹槍を携えた一揆もあることは明らかであるから、さらに百姓一揆の形態つまり実力行使をともなう強訴・うちこわしと、訴訟としての枠組にとどまる越訴の場合などを含めて検討をおこなったならば、より説得力があったといえるであろう。

このようにいくつかの不十分な点も見られるが、それは主要な論旨にかかわるものではない。本論文が、近世民衆運動史研究におけるすぐれた成果であることは明らかであり、本審査委員会は、学位論文として十分に価値のあることを認定するものである。